

開催年月日 令和5年12月7日（木）  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 保健福祉部長 道場 満  
 福祉局長 板垣 臣昭  
 保護担当課長 田原 良英  
 子ども家庭支援課長 和田 宏一

質問内容	答弁内容
<p>二 生活保護と子どもの貧困対策等について                      (一) 大学等進学支援について                      1 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの大学等進学率について                      では、次に、生活保護と子どもの貧困対策等について2つの角度から伺ってまいります。                      まず、大学等進学支援についてなのですが、生活保護世帯・児童養護施設の子どもの大学等進学率の推移から伺います。</p> <p>2 大学等への進学の意義について                      生活保護世帯から大学等に進学するには世帯分離が原則となっています。私どもは、世帯分離を行わなければ進学できないとする仕組みそのものに見直しを求めているわけですが、生活保護世帯で育った子どもが大学等へ進学することは、将来の選択肢が広がり、貧困の連鎖を断ち切る上でも重要な意義があると考えますが、道の認識を伺います。</p> <p>3 道の取組と評価について                      そうした中で、第二期北海道子どもの貧困対策推進計画では、生活保護世帯の子どもの大学等進学率、児童養護施設の子どもの大学等進学率の目標を50%と設定をしました。                      この数値自体、現状からは大きく後れを取っていると言わざるを得ませんが、これまで道が目標達成のために取り組んできた施策をどう評価しているのか、お伺いします。</p> <p>ぜひ、超過達成させてください。</p> <p>4 「大学生等の経済的負担の軽減」について                      現在の計画では、ひとり親家庭の子ども等が大学</p>	<p><b>【保護担当課長】</b>                      生活保護と児童養護施設の子どもの大学等進学率についてでございますが、まず、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、北海道子どもの貧困対策推進計画の初年度である平成27年度は、30.9%であったものの、令和4年度は10ポイント増加し、40.9%となっております。                      次に、児童養護施設につきましては、平成27年度は、18.1%であったものの、令和4年度には20.1ポイント増加し、38.2%となっております。</p> <p><b>【福祉局長】</b>                      生活保護世帯の子どもの大学等への進学についてでございますが、道としては、生活保護世帯の子どもたちが、本人の希望を踏まえた選択に基づき、大学等への進学について意欲を持ち、その希望が、できるだけ叶うように支援することは、貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの自立を助長することにつながるものであり、重要であると認識しております。</p> <p><b>【保護担当課長】</b>                      道の取組と評価についてでございますが、生活保護世帯につきましては、進学を希望する子どもに対して、高校入学後の早い段階に、ケースワーカーが家庭訪問を行い、厚生労働省が作成した冊子を活用しながら、進学準備給付金の支給やアルバイト収入の認定除外、世帯分離をする際の住宅扶助費を減額しない取扱いのほか、生活保護法以外の授業料の免除や給付型奨学金制度など、各種支援策についても、丁寧に、説明をしているところでございます。                      また、児童養護施設の子どもに対しましては、施設入所措置の延長や、社会的養護自立支援事業の実施により、進学に向けた学習塾等の経費や進学後の生活費の支給、進学前後の生活相談など、経済的な支援や精神的サポートを行ってきたところでございます。                      これらの取組の結果、子どもの大学等進学率は、徐々に高まってきており、道としては、引き続き、令和6年度の目標値の達成に向け、大学等への進学を希望する子どもたちへの支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>【子ども家庭支援課長】</b>                      大学進学等に係る支援についてでございますが、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>等に就学する場合に、授業料、それから書籍代、交通費等に対して支援を行うことが具体的取り組みとして明記されています。</p> <p>また「大学進学等の教育機会の提供」に「大学生等の経済的負担の軽減」を項目として立て、経済的負担の軽減を計画に盛り込んでいます。</p> <p>これらの施策目標はこれまでどう実施されてきたのか伺います。</p> <p><b>5 CWへの周知とソーシャルワーク技術の向上について</b></p> <p>ひとり親世帯への支援というのはわかりやすいのですよね。</p> <p>でも、生活保護世帯の大学等進学率が低い背景には、生活保護の家庭は大学に行けないと家庭や子ども自身が考えて、諦めざるを得ない状況というのが考えられるわけです。</p> <p>現在は、大学等進学のためのアルバイトや貯金を認めているという制度の改善が行われてきていますが、大学等の進学の夢を諦めさせないために、早い段階からケースワーカーによる相談支援に取り組むことが非常に重要だと考えております。</p> <p>そこで、神奈川県では「高校生のみなさんへ」と題して、生活保護世帯の高校生へ卒業後の進路と生活保護について、平易な言葉で説明し「卒業後進路フローチャート」を作成して、大学等への進学の道を諦めなくても良いと知ってもらう取り組みを行っています。</p> <p>生活保護を利用して育つ子ども達が、大学等への進学を諦めないために、早期から選択肢があることを示すとともに、親との関わりも含め総合的・複合的支援が必要となっているものと考えております。</p> <p>道においても、神奈川県のような分かりやすい取り組みをケースワークにおいて実践していくものと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>大学などで就学する場合、授業料の負担や教科書の購入などに加え、大学所在地以外に居住している場合、アパート等の家賃や生活費の負担を要するため、ひとり親家庭にとっては負担が大きいものと認識しております。</p> <p>このため道では、ひとり親家庭の子ども達が安心して大学などの進学を目指すことができるよう、各振興局に配置しております母子・父子自立支援員による奨学金制度に係る情報提供や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、支援を行ってきているところでございます。</p> <p><b>【保護担当課長】</b></p> <p>ケースワーカーによる相談支援についてではありますが、道では、進学を希望する子どもに対して、担当ケースワーカーが家庭訪問した際に、厚生労働省が、マンガや図解で分かりやすく作成した中・高生向けの進路支援用の冊子を活用しながら、進路を考えるに当たっての必要な情報や支援策等について、アドバイスを行っております。</p> <p>また、本年4月には、生活保護の実施上の留意事項として、保護世帯の子どもに対する進学等の相談支援の徹底を図るよう、道内各福祉事務所に対して通知の上、全道査察指導員会議や生活保護法施行事務監査の場を通じて、説明を行ってきており、道としては、今後とも、生活保護世帯の子どもやその保護者に対し、制度の周知や担当ケースワーカーによるアドバイスなど、適切に支援をしてまいりたいと考えてございます。</p>
<p><b>再-5 CWへの周知とソーシャルワーク技術の向上について</b></p> <p>そうであるなら、ケースワーカーが、わかりやすい材料として使っている冊子を保護者に対してアドバイスしているということですから、道のホームページでも、その冊子の周知を図るべきではないでしょうか。</p>	<p><b>【保護担当課長】</b></p> <p>ケースワーカーによる相談支援についてではありますが、厚生労働省が、マンガや図解で分かりやすく作成した冊子は、中・高生が、進路を考えるに当たっての必要な情報源でありますことから、今後、道のホームページにリンクを貼るなどして、その周知に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>6 世帯分離の影響について</b></p> <p>それでは問題の世帯分離の関連なのですけども、厚労省が実施した「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究等一式報告書」によりますと、大学等進学に伴う世帯分離により生活保護費が減額される影響についての設問がありまして、「大いに影響した」「少し影響した」の回答が合わせて61.9%にも及んでいるという状態なのです。</p>	<p><b>【保護担当課長】</b></p> <p>世帯分離の影響についてではありますが、平成29年度に厚生労働省が公表した、「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究等一式報告書」において、世帯分離による生活保護費の減額が進学に影響したかとの設問に対して、「大いに影響した」が40.4%、「少し影響した」が21.5%となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>生活保護世帯が大学進学をためらう理由の一つに世帯分離を求められることがあるということを道は認識していらっしゃるのでしょうか。</p> <p><b>再-6 世帯分離の影響について</b></p> <p>めずらしく認識が一致しているわけですがけれども、生活保護費の減額によって、衣類や食費を減らして、バイトなどで授業にも出られないなど、現実が厳しい状況というのを私どもは聞いてまいりました。学業や生活に支障をきたしていないのかどうか、ケースワーカーの訪問の際に、実態把握に努めるべきではないでしょうか。</p> <p>そういう対応が、道への信頼を高めるんだというふうに考えます。</p> <p><b>7 取組の推進について</b></p> <p>現在では当たり前となっている高校進学も、かつては生活保護では最低生活に認定されない時代というのがありました。</p> <p>大学等への進学によって貧困の連鎖から脱却する可能性が高まることは誰もが認めるところです。</p> <p>厚生労働省調査においても、大学等への進学は世帯分離とセットで行われることが、進学をためらう要因として明らかになっているわけですから、世帯分離要件の撤廃を国に求める必要があると考えるのですけれども、部長はいかがお考えでしょうか。</p> <p>一般世帯においても、生活保護世帯においても、アルバイトをしなければ、後期高等教育を受けられないという日本の現状がおかしいのです。</p> <p>そこをしっかりと問題意識を持って対応していただきたいということを今回は指摘に留めておきます。</p> <p><b>(二) 生活保護扶養照会について</b></p> <p><b>1 本道における扶養照会の実態について</b></p> <p>次に、生活保護の扶養照会についてです。</p> <p>2021年3月の厚労省社会・援護局関係主管課長会議資料によりますと、2016年7月に保護を開始した世帯1万7,000世帯に対して扶養能力調査の対象となった扶養義務者が3万8,000人おり、このうち金銭的援助が可能と回答した件数が実に約600件だったということがわかりました。</p> <p>1.5%しか金銭的援助が行われていないという実態なのですけれども、道の実態はどうでしょうか。</p>	<p>道としては、本報告書の調査結果から、世帯分離による保護費の減額が、大学等への進学を躊躇する理由の一因となっているものと考えているところでございます。</p> <p><b>【保護担当課長】</b></p> <p>世帯分離している大学生等についてであります。国の通知では、世帯分離を行っている間、少なくとも年1回、その要件を満たしているかどうかを確認することとされておりますことから、各福祉事務所においては、ケースワーカーが、世帯との面談を通じまして、世帯分離している大学生の就学や生活状況などについて、継続的に把握に努めながら、また、必要な相談にも応じているところでございます。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>国の検討状況についてでございますが、大学等への進学により、子どもを世帯から分離する、生活保護法上の取扱につきましても、国の社会保障審議会におきまして、「一般世帯にも、高校卒業後に大学等へ進学せずに就職する方やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方がいることなどから、これらのバランスを考慮すると生活保護費を受給しながら大学等に就学することを認めることは困難である」との考え方が示されており、道におきましても、一般世帯とのバランス等を十分に考慮した上で、慎重に検討されるべき課題であると認識をしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、国の審議会の議論の推移を注視するとともに、引き続き、生活保護世帯の子どもやその保護者に対し、進路を選択するに当たっての丁寧な情報提供など、きめ細やかなサポートに努めてまいります。</p> <p><b>【保護担当課長】</b></p> <p>道における扶養義務照会の状況についてでございますが、厚生労働省は平成29年度に、扶養義務照会に関する調査を実施しており、その調査結果によると、平成28年7月1日から31日までの1か月間において、指定都市と中核市を除く道内で、生活保護を開始したケースは363世帯であり、扶養能力調査の対象となった扶養義務者は882人、うち、金銭的援助が可能と回答したのは、11件、1.2%であり、精神的な扶養が可能と回答したのは、284件、32.2%となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>2 扶養照会の効果について</b> 道の方はさらにその効果が低く、それで事務負担だけが多いという状況だと思うのです。 それで、2021年2月26日付厚労省事務連絡では、「扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、扶養照会を行わない」と明記をされているわけでございます。 それで、扶養義務者に対して、多大な労力をかけて機械的に扶養照会を行っても、実際に援助が得られる割合は極めて低く、大きな効果は期待できないと考えるわけですが、いかがでしょうか。</p> <p><b>3 事務連絡趣旨を逸脱した事例の把握について</b> その事務連絡が発出されてから2年以上、道は福祉事務所に指導しているという答弁だったのですが、道内でも未だに無職の方への扶養照会が行われて不安を感じたという声や、長期にわたる音信不通にもかかわらず扶養照会が行われた例を承知しております。 実際には扶養照会を行うべきではない場合であっても機械的に行われている実態があるのではないかと考えるところです。 道はこうした実態をどう把握していらっしゃるのですか。</p> <p><b>4 事務連絡趣旨の徹底について</b> 必要のない扶養照会というのは、ケースワーカーにとっても大変負担が大きいものです。 厚労省事務連絡の趣旨が現場では徹底されていないという例も今紹介されましたけれども、事務連絡の趣旨を道として、どのように徹底してきたのでしょうか。  特にしっかりと指導していただきたいと思えます。</p> <p><b>5 CWへの周知と技術向上について</b> 生活保護別冊問答集では、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が扶養義務が期待できない者に該当するか否かという観点から検討を行うべきと、明記されております。 ここには、機械的対応ではなく、特に丁寧な聞き取りをケースワーカーが行うことの重要性が強調されているわけです。 ケースワーカーへの改めでの周知とともに、研修等においても取り上げる等、ソーシャルワーク技術の向上にむけて、更なる取組を行うべきではないでしょうか。</p>	<p><b>【保護担当課長】</b> 扶養義務照会の取扱いについてではありますが、生活保護法では、民法に定める扶養義務者の扶養は、保護より優先するとされており、令和3年2月26日付け厚生労働省事務連絡において、扶養義務者が専業主婦など主たる生計維持者ではない非稼働者や未成年、70歳以上である場合、また音信不通の期間が10年程度ある場合や虐待やDVにより要保護者の自立を阻害することが認められる場合などには、照会を行わないこととされていることから、道では、各福祉事務所に対して、扶養が期待できる扶養義務者のみに照会を実施するよう、指導をしております。</p> <p><b>【保護担当課長】</b> 扶養義務照会の実態把握についてではありますが、道では、毎年度、全ての福祉事務所に対して実地を実施する生活保護法施行事務監査において、扶養義務照会の実績を記載した監査資料の提出を求め、要保護者が扶養照会を拒んでいるにもかかわらず、福祉事務所が一方的に照会を行っていないかなどについて、ヒアリングを行うほか、抜き打ちで、個別のケース台帳の提出を求め、各福祉事務所における扶養照会の実態把握に努めております。 こうした取組みの中、結果として、扶養義務の履行が期待できない方に対して、照会を実施している事例が認められたところでございます。</p> <p><b>【保護担当課長】</b> 道の取組についてではありますが、道では、令和3年2月26日付け厚生労働省事務連絡に基づき、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者については、扶養義務照会を実施しないことについて徹底を図るよう、道内各福祉事務所に対して通知の上、査察指導員等を対象とした会議で説明しているほか、生活保護法施行事務監査において、国の通知と異なる取扱いをしている福祉事務所に対しては、適正な対応を図るよう、指導を行っているところでございます。</p> <p><b>【福祉局長】</b> 資質の向上についてではありますが、多様で、複雑な課題を抱える要保護者の相談に当たりますと、ケースワーカーが、丁寧に生活歴などを聞き取り、個々の要保護者に寄り添った、きめ細やかな対応が重要でありますことから、道では、国が実施するケースワーカー研修への参加を促すほか、新任のケースワーカーと査察指導員向けの研修会を独自に開催するなど、専門性の向上に努めているところであります。 特に、新任のケースワーカーに対する研修におきましては、他法他施策も含む、知識習得のほか、援助の原則である、寄り添い、受容と傾聴、信頼関係づくりなどが重要でありますことから、外部講師を</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>3年から5年で入れ替わるものですから、新任で大変な思いをされていると思うのですが、その点は専門職ですので、よろしく御対応をお願いします。</p> <p><b>6 制度の更なる改善について</b></p> <p>厚労省の事務連絡発出後も、自治体間によって運用が大きく異なることが報道もされておりまして、道内においてもその事例から一端が明らかになりました。</p> <p>立命館大学の桜井啓太准教授は、事務連絡文書について、「確かに具体例を示したが、最終的な判断を自治体に委ねていることに変わりがない。例示ではなく、扶養照会の対象を最小限の範囲に狭めるなど誰にでもわかりやすい明確な基準を国が設けるべきだ」と指摘をしております。</p> <p>道において、より明確な基準を国に求めるなど、更なる制度改善に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>招聘し、グループワークによる相談助技術の習得などに取り組んでいるところであります。</p> <p>道としては、今後とも、こうした取り組みを着実に進め、ケースワーカーの資質の向上が図られるよう、努めてまいります。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>今後の取り組みについてでございますが、令和3年2月26日付け厚生労働省事務連絡につきまして、扶養義務照会の対象者に関して、今の時代や実態に即した運用を図るために必要な見直しが行われ、扶養照会等が適切に実施されるよう、その取扱いが徹底されたものと考えております。</p> <p>道では、扶養照会に際しては、個々の要保護者に寄り添って、丁寧に生活歴などを聞き取り、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者につきまして、扶養照会を実施しないよう、各福祉事務所に対して通知の上、査察指導員を対象とした会議で説明しているところであり、今後とも、こうした取扱いにつきまして、監査等を通じ、機会あるごとに指導するなどし、最後のセーフティネットである生活保護制度が、適正に運営され、その機能が維持されるよう、努めてまいります。</p>